

所得申告を忘れずに！

【問合先】税務課市民税係 ☎24 - 1111
内線2516・2513または各支所税務係

平成29年度（平成28年分）の所得税の確定申告、市県民税の所得申告の時期です。期間内に忘れずに申告を済ませましょう。申告期間中は、職員による金額の集計や書類の作成は困難ですので、事前金額集計や自書による書類の作成をお願いしています。

■市県民税の申告相談

【と き】2月16日(木)～3月15日(水)(土・日曜は除く)
午前9時～11時30分・午後1時～4時30分

地 区	と き	と ころ
宇和島地区	郵送した案内書に記載された指定日	市役所 602会議室
吉田・三間 地 区	広報うわじま2月号折り込みチラシに記載された指定日	吉田支所 税務係 三間支所 会議室
津 島 地 区	自治会で回覧したチラシに記載された指定日	津島支所 別館2階

※吉田・三間・津島地区で、案内書が郵送された人は、記載された指定日にお越しください。

【持参物】

- ▷収入金額が証明できる帳簿や書類
- ▷収入を得るための必要経費が証明できる書類
- ▷諸控除を受けるための社会保険料・生命保険料・年金保険料・介護保険料・医療費などの領収書
- ▷給与と年金受給者は所得税の源泉徴収票
- ▷印かん（スタンプ式は不可）
- ▷国外居住親族を扶養親族として申告する際は、扶養していることが分かる書類（送金関係書類など）
※年末調整で勤務先にすでに提出している場合には送金関係書類などは不要です。
- ▷申告者本人のマイナンバーカード(マイナンバーカードを持っている人)、マイナンバーカードを持っていない人は、下表の①および②を各1点ずつ

番号確認書類①	通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し、マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書
身元確認書類②	運転免許証、公的医療保険の被保険者証、障害者手帳（身体・精神・療育）、年金手帳、パスポート、そのほか官公署から発行・発給された書類（氏名、生年月日または住所が記載されているもの）など

※申告が必要と思われる人は案内書の有無にかかわらずお越しください。

所得税の確定申告をする人は、市県民税の申告をする必要はありません。

※市役所・各支所駐車場、宇和島税務署駐車場には限りがありますので、なるべく公共交通機関を利用ください。

■個人番号(マイナンバー)の記載と本人確認

今回の申告より、申告書などへの申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。

また、マイナンバーを記載した申告書などを提出する際には、申告者本人の本人確認書類(番号確認書類および身元確認書類)の提示または添付が必要となりますのでご注意ください。

※郵送または親族の人が代理で提出する場合は、申告者本人の本人確認書類の写し（「市県民税の申告相談」記事内掲載：「番号確認書類」の写しおよび「身元確認書類」の写し）の添付をお願いします。

控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーが分かるようにしてお越しください。



■市県民税の申告対象者

市内に住み、平成28年中に次のような所得があった人

- ①営業・農業・漁業などの事業所得
- ②家賃・配当・恩給・年金・利子・譲渡などの所得
- ③給与所得者のうち、次のいずれかに当てはまる人
 - ▷勤務先から市に給与支払報告書の提出がない人
 - ▷2ヵ所以上から給与を受けた人
 - ▷医療費控除などを受けようとする人
 - ▷平成28年の途中で退職し再就職しておらず、市に給与支払報告書を未提出の人 など

■国民健康保険の被保険者

国民健康保険の被保険者は、昨年の収入の有無にかかわらず申告が必要です。

※納税義務者(世帯主)は、世帯に属する被保険者の所得についての申告が義務づけられています。

【ご注意ください】期間内に申告をしないと、諸控除の適用や国民健康保険料の減額該当者として認められないことがあるほか、所得課税証明書を交付できません。必ず期間内に申告してください。

国税庁と全国納税貯蓄組合連合会が募集した「税についての作文」で、入選した中村 海輝 さん（城南中3年）、棟田 あや さん（宇和島南中3年）、岩村 幸太郎 さん（宇和島南中3年）の作文を広報うわじま1～3月号に掲載します。

税金のありがたさ（四国納税貯蓄組合総連合会長賞）

宇和島南中学校3年 棟田 あや

一昨年、消費税率が8%に増税され、近いうちに10%になろうとしている。そのことに対して私は「なぜ増税なんかするのだろう。」とずっと思っていた。未成年である私たちも、消費税は払わなくてはならないからだ。国民の義務と憲法で定められているが、できれば払いたくないと思っていた。

しかし、学校の授業の一環で租税教室があり、何気なく聞いていた話には驚かされた。私たち中学生に一年間に九十八万四千円もの税金が使われているというのだ。よく考えてみれば教科書は無料で支給されているし、高校生のように授業料もかからない。それらは全て税金でまかなわれている。払わなくて「あたりまえ」だと思っていたこと税金が使われていたことを知り、税金の大切さについて学ぶことができた。租税教室が終わってからも、私の身のまわりで税金がどのように使われているのか考えてみた。すると消防、警察などの公共サービスなど「あたりまえ」のことが税金によって行われているんだと分かった。

私は両親が離婚し、母子家庭で育ったのだが、病院に行ったときに母がお金を払っているのを見たことがほとんど無い。どうして払わなくてよいのかずっと不思議だった。ある時ふと母子手帳の中のポーチを見てみると、そこに、「ひとり親家庭等医療費受給者証」という紙が

入っていた。母に聞いてみると、ひとり親の家庭に支給されて、医療費の自己負担分が全額免除されるというものだった。女手一つで私と弟の二人を養うというのは、とても大変なことだと思う。少ない収入で私を県外の中高一貫校に通わせ、弟を放課後の学童クラブに預けるということだけでも、家計にとってはかなり厳しいことだと思う。そこに医療費や学校などの教育費が加わると安定した生活を送ることが難しくなるのではないだろうか。

しかし、私が県外の学校に通い、友達と楽しい毎日が過ごせているのは税金のおかげだといっても過言ではないだろう。それなのに「税金なんてできれば払いたくない。」と思っていた自分が恥ずかしく感じた。きっと全国には私と同じように税金のおかげで充実した毎日が送れている人も多いと思う。国は多くの借金を抱えているし、社会福祉の制度などをさらに整えるためには、消費税などの増税も仕方ないと考えるようになった。

税金はあって「あたりまえ」のことを「あたりまえ」に行うための大切な資金だ。これから大人になっていくにつれて、払う税金の種類も増えてくるだろう。納税は国民の義務だからという気持ちで納税することも大切かもしれないが、自分が払った税金が、どこかの誰かの為に役立っているという意識を持って納税することで、これまで以上に気持ちよく納税することができると思う。

宇和島税務署からのお知らせ

【問合先】 宇和島税務署 ☎22 - 4511

※自動音声で案内します。用件の番号を選択してください。

■申告と納税は期限内に

申告は正しく、お早めに。納税は、振替納税の利用をお勧めします。

平成28年度分の申告と納税の期限	
所得税および復興特別所得税	3月15日(水)まで
贈与税	
消費税および地方消費税	3月31日(金)まで

(確定申告会場の開設)

【開設期間】 2月16日(木)～3月15日(水)まで

確定申告会場の開設日前については、限られた職員で対応しているため、確定申告書の作成に来場した際には、長時間お待ちいただく場合があります。

■インターネットで申告書の作成ができます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)では、画面の案内に従って該当項目を入力することにより、申告書や青色申告決算書などが作成できます。作成した申告書は、電子申告やA4サイズに印刷して税務署に提出できます。ぜひ利用ください。※電子申告は事前準備が必要です。

■電話による申告相談を利用ください

3月15日(水)まで、「確定申告電話相談センター」で所得税および復興特別所得税、贈与税、消費税および地方消費税の確定申告に関する質問や相談に答えます。

※宇和島税務署に電話し、自動音声案内に従い、「0」を選択してください。確定申告以外の相談は、自動音声案内に従い、「1」を選択してください。「電話相談センター」へつながります。2月19日(日)、26日(日)は確定申告の一般的な相談のみ行っています。

マイナンバーの記載と本人確認書類

申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載と、申告者本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要となりますのでご注意ください。また、郵送などによる提出の際には、申告者本人の本人確認書類の写しの添付をお願いします。

【本人確認書類の例】

- 例1：マイナンバーカード（表面および裏面）
- 例2：通知カード+運転免許証 など